

福島市告示第253号

福島市財務規則(平成15年福島市規則第34号)第163条及び第182条の規定により福島市を発注者として一般競争入札又は指名競争入札の方法により工事又は製造の請負(以下「工事等」という。)、業務委託の請負(以下「業務委託」という。)並びに物品の購入及び修繕(以下「物品調達」という。)の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)及びその審査の申請の時期等を次のとおり定める。

令和 8年10月 1日

福島市長 馬 場 雄 基

1 受付期間

令和8年10月1日から令和8年11月30日まで

2 受付場所

福島市役所契約検査課

3 資格の認定及びその有効期間

資格は申請書等により審査のうえ市長が認定するものとし、当該資格の有効期間は申請書を提出した翌年の4月1日から2年間(市長が必要により特別に期間を定めたときはその期間)とする。

4 競争入札に参加することができない者(申請できない者)

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 福島市との契約において、次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後3年を経過しない者
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者
 - ウ 競争入札又はせり売りにおいて、公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - エ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - オ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - カ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 法令の規定により営業に関し、許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- (4) 福島市において市税を滞納している者
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 福島市との契約において、測量等、清掃等、その他の業務の請負契約又は物品調達の契約に関して保証した者が故意にその義務を逃れた場合において、その事実があった日から3年を経過していない者
- (7) 競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)の審査に関する申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)に故意に虚偽の事項を記載した者
- (8) 審査基準日(必要な審査の基準となる日。以下同じ。)の直前において、2営業年度を有しない者
- (9) 工事等については別表1の工事種別に応じ、業務委託については別表2の業務種別に応じ、物品調達についても、審査基準日の直前2年の営業年度にわたって完成工事高又は取扱高のない者
- (10) 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約締結権を委任する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められる者。
- (11) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (15) 建設工事については社会保険等に参加していない者(個人事業主等であって社会保険の適用除外となる者を除く。)

5 その他必要な事項は別に定める。

建設工事

別表1 福島市の工事種別と建設業の許可業種との対応表

工事種別	例 示	許可業種
1. 一般土木工事	土木工事一式、農業用水道、かんがい用排水施設整備	土木工事業
	盛土、根切、掘削、コンクリート打設、はつり、土留、締切り、整地、コンクリートブロック、客土、ガードレール、標識設置、フェンス設置、くい打、くい抜、種子吹付	◎とび・土工工事業
	石積み、石張り、石材加工、コンクリートブロック積み張り	◎石工事業
	タイル、コンクリート積み張り、レンガ積み張り	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄塔、ガードレール、標識設置、屋外広告物設置(製作から請け負う場合)	◎鋼構造物工事業
	主に工作物に係る鉄筋加工組立工事、鉄筋継手工事	◎鉄筋工事業
	工作物解体(主に建築物以外)	◎解体工事業
2. 舗装工事	アスファルト舗装、コンクリート舗装、軽舗装表面処理工事	舗装工事業
3. 建築工事	建築一式工事	建築工事業
	造作・木造間仕切	◎大工工事業
	左官、とぎ出し、吹付、モルタル左官、防水モルタル、ラス張り	◎左官工事業
	ひき家、鉄骨組立、とび、コンクリート打設、くい打、くい抜	◎とび・土工工事業
	石積み、石張り、石材加工	◎石工事業
	金属薄板屋根ふき、屋根断熱、スレート、瓦、屋根ふき	◎屋根工事業
	コンクリートブロック積み、レンガ積み張り、タイル張り、築炉	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄骨組立、鋼製階段(避難階段含む)	◎鋼構造物工事業
	アスファルト防水、モルタル防水、目地防水、塗膜防水、シート防水、注入防水	◎防水工事業
	壁張り、内装間仕切、インテリア、畳、ふすま、天井仕上、床仕上	◎内装仕上工事業
	ガラス加工・取付	◎ガラス工事業
	サッシ取付、建具取付、シャッター、カーテンウォール、ふすま	◎建具工事業
	主に建築物に係る鉄筋加工組立工事、鉄筋継手工事	◎鉄筋工事業
	板金加工、屋根かざり	◎板金工事業
	工作物解体(主に建築物)	◎解体工事業
4. 電気設備工事	電気配線、信号設備、ネオン装置、受変電設備、照明設備、引込線屋内電気設備	電気工事業
	火災報知、非常警報装置	◎消防施設工事業
5. 暖冷房衛生設備工事	ガス配管、給排水、給湯設備、暖冷房設備、空調設備、汚物浄化槽、水洗便所設備、厨房設備、畑地灌水(スプリンクラー)	管工事業
	暖冷房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事	◎熱絶縁工事業
	消火栓、消火設備、水噴霧、救助袋、緩降機、排煙設備、避難はしご、屋外消火栓、スプリンクラー設備	◎消防施設工事業
6. 鋼橋上部工事	鋼橋上部、歩道橋設置	鋼構造物工事業
	足場架設、コンクリート打設	◎とび・土工工事業
7. PC橋上部工事	土木一式工事(PC橋上部工事)	土木工事業
	足場架設、コンクリート打設、PC橋上部の架設	◎とび・土工工事業
8. しゅんせつ工事	河川しゅんせつ	しゅんせつ工事業

工 事 種 別	例 示	許 可 業 種
9. 塗装工事	塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、ライニング、布張り仕上、プラスター、橋梁塗装	塗 装 工 事 業
10. 法面処理工事	土木一式工事(法面処理工事)	土 木 工 事 業
	モルタル吹付、土留、締切り、種子吹付、コンクリートブロック、注入防水	◎とび・土工事業
11. 下水道工事	下水道本管埋設、農業用水道、農業集落排水施設	◎土 木 工 事 業
12. 清掃施設工事	ゴミ処理施設工事、し尿・ふん尿処理施設工事	清 掃 施 設 工 事 業
13. 消 雪 工 事	消雪工事一式	管工事業、さく井工事業
14. 機械設備工事	索道、プラント設備、クレーン設置、昇降機設置、揚排水機設置	機械器具設置工事業
	水門、樋門等門扉設置、開閉機設置	◎鋼構造物工事業
15. 通信設備工事	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備	電 気 通 信 工 事 業
16. 造 園 工 事	植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設	造 園 工 事 業
17. さく井工事	さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく孔、揚水設備	さ く 井 工 事 業
18. グラウト工事	土木一式工事(グラウト工事)	土 木 工 事 業
	ボーリンググラウト	◎とび・土工事業
20. 水道施設工事	取水施設、浄水施設、配水施設、下水処理施設、上水道工事	◎水道施設工事業

〔注意〕 ◎は当該欄の例示の工事を単体工事として発注した場合に必要な許可業種です。
申請工事種別番号 19(その他工事)は欠番です。

業 務 委 託

別表2 業務委託の業務種別

業 務 種 別	業 務 内 容
1. 地上測量 ※	測量一般、地図の調整等
2. 航空測量 ※	
3. 地質調査	調査のためのボーリング、電波探査等
4. 不動産鑑定 ※ ・補償コンサルタント業務	不動産鑑定業務、補償コンサルタント業務
5. 土木設計	土木に関する工事の設計又は監理
6. 建築設計 ※	建築、設備に関する工事の設計又は監理
7. 浄化槽清掃業務 ※	
8. 浄化槽保守点検業務 ※	
9. 下水道処理施設維持管理業務	下水道管理センターの休日等の代行管理業務等
10. 建築物衛生管理業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく管理業務
11. 日常清掃業務	市庁舎等の定期清掃業務
12. 警備業務(常駐) ※	警備員による警備業務
13. 警備業務(機械) ※	センサー等の機械による警備業務
15. 防鼠防虫施工保全業務	害虫の駆除、くん蒸処理等
16. 水槽類清掃業務	飲料水等の水槽の清掃、保守業務
17. 地下タンク等点検業務	オイルタンク等の保守点検業務
19. 一般廃棄物収集運搬業務 ※	
20. 一般廃棄物処分業務 ※	
21. 産業廃棄物収集運搬業務 ※	
22. 産業廃棄物処分業務 ※	
23. 電算業務	システム開発業務
	情報処理業務

業 務 種 別	業 務 内 容
24. 計量証明業務 ※	水質検査・分析業務
	大気検査・分析業務
	土壌検査・分析業務
	騒音・振動測定業務
	理化学検査・分析業務
25. 設備等保守管理業務	ボイラー保守管理業務
	電気・通信設備保守管理業務
	昇降機・自動ドア設備保守管理業務
	空調設備・給排水衛生設備保守管理業務
	消防・防災設備保守管理業務
	事務機器・計測機器・医療機器等保守管理業務
	樹木・遊具・庭園等保守管理業務
	その他の保守管理
26. 運送業務	運送・運搬業務
	バス運行業務等
27. 企画制作等業務	ビデオ・映像・CM・デザイン等作成業務
	イベント運営・会場製作業務
	ホームページ作成業務
	講師・研修・人材派遣業務
28. 調査・計画策定業務 (建設コンサルタント含む)	信用調査業務
	市場調査業務
	交通量調査業務
	都市計画等の作成業務
	下水道管渠内テレビカメラ調査業務
	給配水管漏水調査
	地下埋設物調査
	その他の調査(計量証明除く)
29. その他業務	上記以外の業務
	※ 申請書に具体的に記入ください (例:議事録作成業務、新聞折込業務、ポスター掲示板設置業務、 配食サービス業務、介護サービス業務等) 業務種別 9～11及び15～17を希望される方で、下記の許可・登録 がない方はその他業務での登録となります。

※ 業務種別番号 14・18 は欠番です。

※ ※印がついた業務を希望する場合は、下記の許可・登録が必要となります。

※ 業務種別 9～11・15～17 を希望される方で、下記の許可・登録がない方は業務種別 29 での登録となります。

申請における「希望する業務」と「申請業務に関する資格・登録(区分)」対応表

希 望 す る 業 務	希望する業務に関する資格・登録(区分)	欠 格 要 件
1. 地上測量	01 測量	登録を受けていない場合
2. 航空測量		
3. 地質調査	04 地質調査	
4. 不動産鑑定・ 補償コンサルタント業務	02 不動産鑑定	登録を受けていない場合
	05 補償コンサルタント※1 資格登録参照	
5. 土木設計	06 建設コンサルタント※2 資格登録参照 (土木工事に関する設計図書の作成を含む部門の登録)	
6. 建築設計	03 建築士事務所	登録を受けていない場合
7. 浄化槽清掃業務	07 し尿浄化槽清掃業	許可がない場合

希 望 す る 業 務	希望する業務に関する資格・登録(区分)	欠 格 要 件
8. 浄化槽保守点検業務	08 浄化槽保守点検業	登録がない場合
9. 下水道処理施設維持管理業務	09 下水道処理施設維持管理業	
10. 建築物衛生管理業務	10 建築物環境衛生総合管理業	
11. 日常清掃業務	11 建築物清掃業	
12. 警備業務(常駐)	12 県公安委員会の認定	認定がない場合
13. 警備業務(機械)		
15. 防鼠防虫施工保全業務	17 建築物ねずみ、こん虫等防除業	
16. 水槽類清掃業務	18 建築物飲料水貯水槽清掃業	
17. 地下タンク等点検業務	19 地下タンク等定期点検事業者の認定	
19. 一般廃棄物収集運搬業務	13 一般廃棄物収集・運搬業	許可がない場合
20. 一般廃棄物処分業務	14 一般廃棄物処分業	
21. 産業廃棄物収集運搬業務	15 産業廃棄物収集・運搬業	
22. 産業廃棄物処分業務	16 産業廃棄物処分業	
24. 計量証明業務	20 計量証明事業	登録を受けていない場合
28. 調査・計画策定業務	05 建設コンサルタント※3 資格登録参照 (土木工事に関する設計図書の作成を含まない部門の登録)	

希望業務関連の資格登録

No.	区分	登録部門等
5	※1 補償コンサルタント	土地調査
		土地評価
		物件
		機械工作
		営業補償・特殊補償
		事業損失
		補償関連
		総合補償
6	※2※3 建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋
		港湾及び空港
		電力土木
		道路
		鉄道
		上水道及び工業用水道
		下水道
		農業土木
		森林土木
		水産土木
		廃棄物
		造園
		都市計画及び地方計画
		地質
		土質及び基礎
		鋼構造物及びコンクリート
		トンネル
		施工計画、施工設備及び積算

No.	区分	登録部門等
6	※2※3 建設コンサルタント	機械
		電気電子

物 品 調 達

表-5 物品調達分類品目表

No.	大 分 類	No.	品 目	説 明
1	印 刷	1	一般印刷	オフセット印刷・フォーム印刷等
		2	特殊印刷	ラベル・シール・スクリーン等
		3	企画デザイン	印刷物等の企画・デザイン・編集等
		4	地図印刷	都市計画図等
2	光学機器・写真 焼付	1	撮影機器等	カメラ(デジタルカメラ、ビデオカメラ含む)・フィルム・三脚・その他写真用品等
		2	写真焼付	陽画焼付を除く
		3	陽画焼付	湿式・乾式・カラーコピー等
		4	光学機器	双眼鏡・望遠鏡・拡大鏡等
3	紙	1	紙	印刷用紙・封筒・段ボール等
4	事務用品	1	事務用品	文具(紙を除く)等
		2	事務用機器	プリンタ・ファクシミリ・複写機・印刷機・レジスター・シュレッター等
		3	事務用機器リース	プリンタ・ファクシミリ・複写機・印刷機・レジスター・シュレッター等
		4	電子計算機	パソコン・サーバ機器・ネットワーク機器・パソコン周辺機器、ソフトウェア
		5	電子計算機リース	パソコン・サーバ機器・ネットワーク機器・パソコン周辺機器、ソフトウェア
		6	スチール家具	いす・テーブル・キャビネット・書庫・ロッカー・耐火金庫等
		7	木工家具	木製家具・応接セット・製造木工品・仏具等
		8	印鑑・ゴム印	印鑑・ゴム印製造販売等
5	日用雑貨	1	日用雑貨	台所用品・清掃用品・トイレトペーパー・軍手・ごみ袋・マット・シート・葬祭用品等
		2	日用雑貨リース	清掃用品・仮設テント・仮設トイレ・マット等
		3	金物・工具	金物・工具・合鍵等
		4	屋外用品	物置・人工芝・イベント用テント・エントランスマット等
6	衣料寝具 ・インテリア	1	衣料品	制服・作業着・カバン等
		2	履き物	スポーツ用を除く
		3	寝具	布団・座布団・毛布・敷布・寝具リース等
		4	カーテン等	カーテン・暗幕・舞台幕・ブラインド・畳・ジュタン等
		5	クリーニング	
7	食品・厨房機器	1	食料品	給食用賄材料・菓子折り等
		2	茶等	茶・水・ジュース・酒(贈答用)等
		3	厨房調理機器	業務用調理機器・生ゴミ処理材等
		4	食器・器具等	給食用食器・器具を含む
		5	陶器類	給食用食器・器具を含む
8	教材・書籍	1	教材	学校教材・生涯学習用教材・CD・パソコンソフト・映像ソフト・ミシン・プラネタリウム用番組・美術品・オブジェ等(実験用薬品は09-04工業薬品扱い)

No.	大 分 類	No.	品 目	説 明
8	教材・書籍	2	保育教材	保育教材・遊具・玩具等
		3	楽器一般	楽器・音楽用品・音楽CD・楽器リース等
		4	スポーツ用品	運動用品・運動器具・スポーツ施設用備品等
		5	書籍	書籍・出版物・住宅地図・パンフレット・官報・政府刊行物・新聞・電子出版物等
9	医療機器・薬品	1	医療機器※	人工蘇生器・呼吸器・心電図・診療用機械・医療用具等
		2	介護・衛生用品	車椅子・リハビリ機械器具・衛生用品等
		3	医薬品※	薬・ワクチン・血清等
		4	工業薬品※	汚水処理剤・石灰・浄化槽処理剤・塩化カルシウム等 教材(実験用薬品)含む
		5	医療機器リース※	人工蘇生器・呼吸器・心電図・診療用機械・医療用具等
10	精密機器	1	時計・眼鏡	ストップウォッチ・屋外用時計等
		2	理化学機器	顕微鏡・実験用器具・ファイバースコープ等
		3	測定機器	風向風速計・検査器・測定器(放射線量測定器)・分析測定器等
		4	測量機器	平板測量器・マイクロ、プランメーター等
		5	計量器	はかり・温度計・流量計・水道メーター等
11	電気・通信機器	1	家電製品	テレビ・冷蔵庫・掃除機・蛍光灯・電池等
		2	放送機器	放送用設備機器・音響機器・映像用機器・防犯カメラ等
		3	通信機器	電話交換機・電話機・携帯電話・無線機・消防用無線・入退出システム等
		4	特殊電気機材	発電器・電動機・変圧器・照明装置等
		5	冷暖房機器	エアコン、暖房機等
12	建設・産業機械	1	建設機械	グレーダー・ブルドーザー・パワーショベル・除雪機等
		2	建設機械リース	グレーダー・ブルドーザー・パワーショベル・除雪機等
		3	産業機械	動力ポンプ・コンプレッサー・工作機器・販売機等(業務用特殊産業機械・斎場用機器含む)
		4	農機具	トラクター・耕運機・芝刈り機等
		5	空調機器	空調機器・業務用エアコン・送風機
		6	ゴム・皮革・ナイロン製品	工業用ホース・パッキン類・工業用ベルト・樹脂製品等
13	土木・建築資材	1	土木建築資材	木材・コンクリート二次製品・鉄鋼材・セメント・舗装材・鉄蓋・ガラス・レンガ・タイル・ブロック・プラスチック材・杭・バルブ・配管材・アスファルト・常温合材・舗装補修材・融雪剤・土のう袋・プレハブ・スーパーハウス等
		2	碎石等	山砂・砂利・碎石・砂等
		3	土木建築資材リース	プレハブリース・土木建築資材リース等
14	塗料・旗幕 看板標識・選挙 ギフト用品	1	塗料	
		2	看板※	
		3	旗・幕	垂れ幕・横断幕・腕章等
		4	道路標識等	屋内用案内板・表示板・銘板・ネームプレート・鑑札・道路標識・ナンバープレート等
		5	選挙用品	投票箱・記載台等
		6	ギフト用品	贈答用品・メダル・トロフィー・バッジ等
15	燃料・燃料器具	1	ガソリン等※	重油・軽油・ガソリン※・オイル等
		2	プロパンガス等※	プロパンガス・LPガス その他ガス(酸素・水素・窒素・笑気ガス・ドライアイス等)
		3	燃料器具	ガス機器・石油機器・ストーブ等

No.	大 分 類	No.	品 目	説 明
16	二輪車・自動車	1	自転車バイク販売	自転車バイク販売・修理等
		2	一般車両販売	ライトバン・乗用車・軽自動車等
		3	特殊車両販売※	トラック・大型バス等・救急車※
		4	車両機装※	消防ポンプ車・大型バス・救急車※等の機装
		5	自動車部品	タイヤ・バッテリー・チェーン・整備用具・ETC・カーナビ・カーナビ用ソフト等
		6	自動車整備※	点検・整備・板金・修理等
		7	自動車リース	
17	消防保安用品	1	消防用品	消火ホース・消火器・消防ポンプ・消火薬剤等
		2	保安防災用品	ヘルメット・安全靴・腕章・避難用器具・救助用器具等
		3	消防被服等	防火服等 作業服等は 06-01 衣料品扱い
		4	非常食品	乾パン・乾燥米飯等
18	動物・植物	1	動物	家畜・動物用資材等
		2	植物	花き類・種苗等
		3	植栽リース	
		4	肥料	園芸用土・園芸用品含む
		5	飼料	
		6	農業薬品	農薬・除草剤等
19	不用品買受	1	鉄・非鉄屑※	鉄・非鉄屑
		2	機械※	建設機械、厨房機器、OA 機器等
		3	自動車等※	自動車及び自転車等
		4	紙・繊維屑※	紙・繊維屑
		5	廃油※	廃油
		6	その他不用品※	上記に属さない不用品・リサイクル用品・再生資源
20	その他	1	その他	前記のいずれにも属さない物品

※印がついた品目を希望する場合は、許可・登録が必要となる場合があります。((3)参照)

- (1)物品調達の入札参加資格審査申請を希望される方は、上記の分類品目表の大分類から希望する分類を **3分類に限り優先順位を付けて選択**してください。**1分類の品目は上限なく申請**することができます。
- (2)希望する品目が表中にない場合は、一番近い分類・品目に登録してください。
- (3)申請業種に関する許可・登録証明書等について
- ①「物品調達分類品目表」の品目欄に※印がついた品目を希望する場合で、下表に指定した許可・登録等が必要なものを取り扱う場合には、必ず証明書又は登録の写しを添付してください。
- ②上記以外の品目でも営業に関する許可・登録等があれば必ず証明書の写しを添付してください。

大分類	No.	品 目	必要とされる許可・登録等	法 令 等	備 考
9	1	医療機器	医療機器販売業	薬事法	
	3	医薬品	医薬品販売業 薬局開設許可(薬局の場合)	薬事法	許可・登録が必要な薬品を希望する場合
	4	工業薬品	毒物劇物販売業	毒物及び劇物取締法	許可・登録が必要な薬品を希望する場合
	5	医療機器リース	医療機器賃貸業	薬事法	
14	2	看板	屋外広告業者登録	福島県屋外広告物条例	
15	1	ガソリン等	揮発油販売業	揮発油等の品質の確保等に関する法律	ガソリンを希望する場合のみ

大分類	No.	品 目	必要とされる許可・登録等	法 令 等	備 考
15	2	プロパンガス等	液化石油ガス販売事業	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	プロパン、LP
			高圧ガス販売	高圧ガス保安法	その他ガス
16	3	特殊車輛販売	高度管理医療機器等販売許可	薬事法	救急車を希望する場合のみ
	4	車輛義装			
	6	自動車整備	自動車特定整備事業	道路運送車両法	
19	1 ～ 6	鉄・非鉄～ その他不用品	古物商許可	古物営業法	許可が必要な品目を希望する場合